

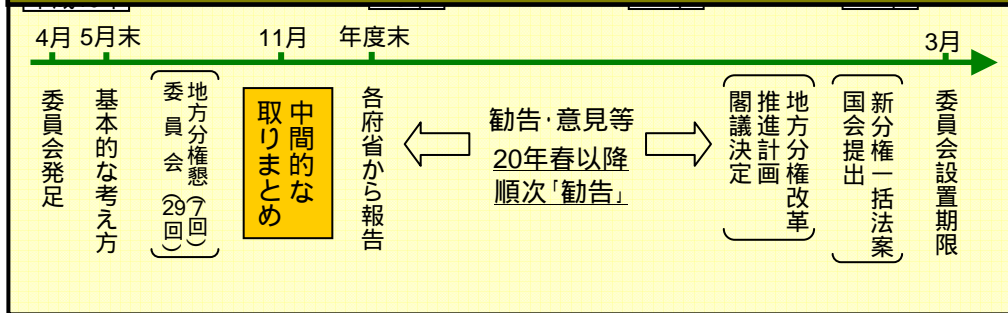
地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」(概要)

平成19年11月29日
交通政策審議会
第27回港湾分科会

(H19.11.16)

参考資料 1 - 1

< 勧告に向けて検討の方向性を示す「羅針盤」 >



「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲**
 - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
 - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現**
 - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保**
 - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
 - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化**
 - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上**
 - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

法制的な仕組みの見直し等

- 義務付け・枠付け、関与の見直し**
国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- 条例制定権の拡大**
に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大
- 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム**
- 都道府県から市町村への権限移譲の法制化**
条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

重点事項

医療 生活保護 幼保一元化 義務教育 道路 河川 農業

その他の主な事項

福祉・保健 労働 子ども 教育 住宅・都市
交通 環境 農業 商工業 防災

地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

税財政

国と地方の財政関係

・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討

地域間財政力格差の是正

・税源偏在の是正方策を と一体的に検討

社会資本整備に関する財政負担

・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し

国庫補助負担金改革

・地方の自主性を阻害する補助金等の見直し
・財産処分に係る補助金返還要件の見直し

財政規律

・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

分権型社会への転換に向けた行政体制

広域連携の拡充

・市町村が単独では担えない事務事業について
選択肢としての広域連合等

大都市制度のあり方

・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割
を担うためのあり方の検討

地方支分部局等の見直し

・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討等

所管省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼

重点事項

医療

- ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
- ・国民健康保険における運営の広域化等

生活保護

- ・制度全般について総合的、抜本的に改革

幼保一元化

- ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
- ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革

義務教育

- ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
- ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大

道路

- ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲

河川

- ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲

農業

- ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

その他の主な事項

福祉・保健

- ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止

労働

- ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討

子ども

- ・放課後児童対策事業の一本化

教育

- ・教育委員会制度のあり方

住宅・都市

- ・公営住宅の基準・要件の見直し
- ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等

交通

- ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
- ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和

環境

- ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討

農業

- ・農業委員会の必置規制の見直し

商工業

- ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止

防災

- ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
処分制限期間についてさらなる短縮化

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討等 (港湾関係抜粋)

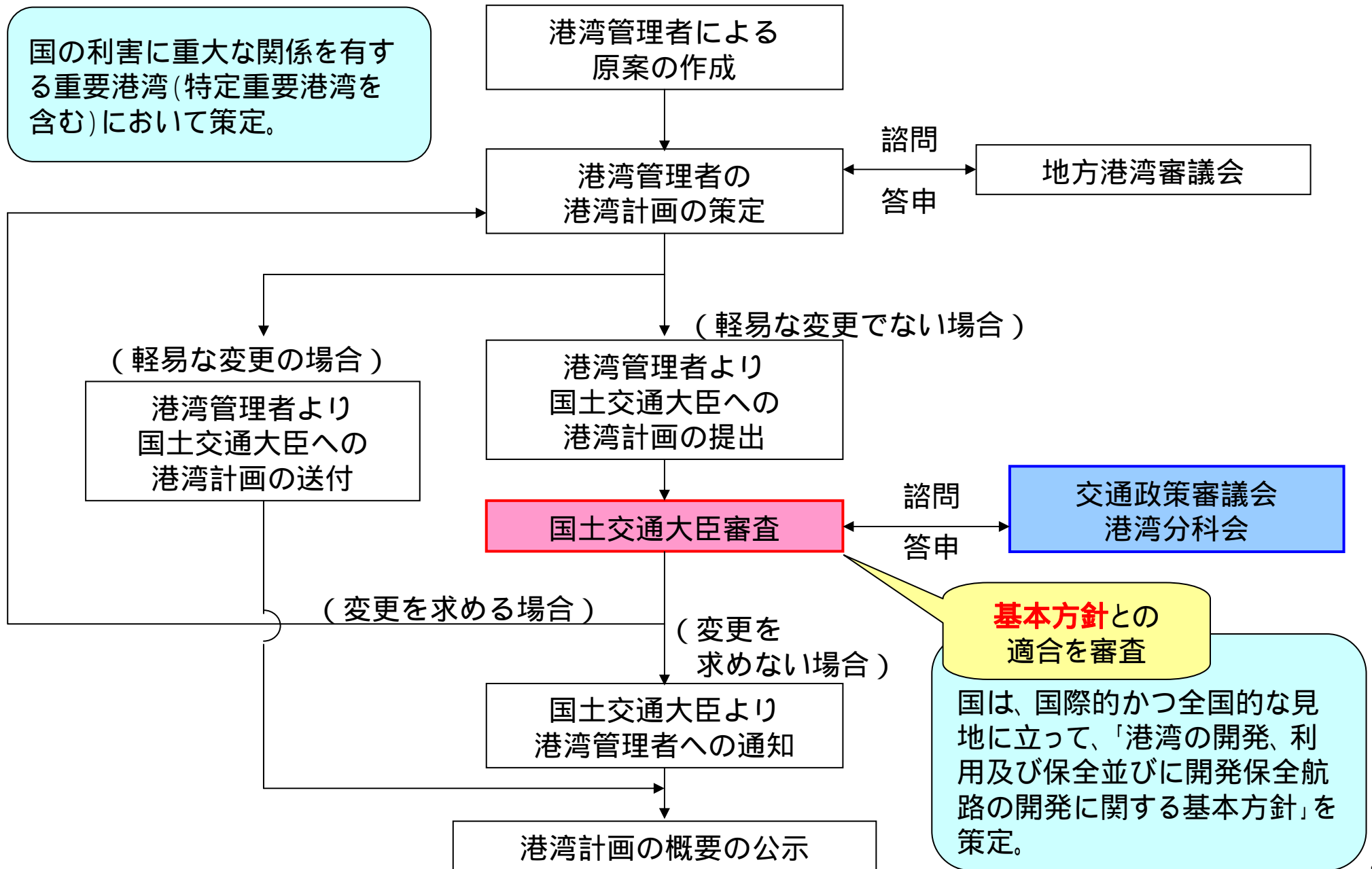
その他の主な事項

交通・観光

〔港湾管理〕

港湾の管理は、地方自治体が設立する港務局、または地方自治体である都道府県、市町村、一部事務組合が港湾管理者となって実施している。港湾管理は地方自治体を中心となっているので、国の利害との関係に係る視点が十分でない場合があるとの理由から、国が一定の関与を行うこととされているが、港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、港湾計画の審査や公有水面埋立免許の認可等の国の関与を縮小すべきである。

港湾計画策定フロー



国の認可を必要とする埋立て

国の認可を必要とする埋立て（公有水面埋立法第47条、施行令第32条）

埋立区域	条件
全ての公有水面	50haを超えるもの
甲号港湾として指定する港湾()	- (全て認可が必要)
乙号港湾として指定する港湾()	港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるもの ・避難港の埋立て ・重要港湾の埋立てで、1haを超えるもの ・航路、泊地、船だまり又はこれに隣接する水域で、船舶の航行・停けい泊、事業活動・土地利用等に著しい変動・支障を及ぼすおそれのあるもの
海峡、掘割その他の狭水道	航路、潮流、水流、水深、艦船の航行碇泊に影響を及ぼすおそれのあるもの

()ただし、次の場合は認可を要しない

- ・港湾施設(岸壁、護岸、道路、荷さばき地等に限る)の建設又は改良を目的とする埋立てであって、
- ・当該港湾施設に係る国の補助金又は負担金の交付の決定等の国の支援がなされたもの

甲号港湾及び乙号港湾の指定（公有水面埋立法施行令第32条第1項）

甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（最終改正：平成19年4月19日国土交通省告示第486号）

〔指定状況〕

区分	内容
甲号港湾	特定重要港湾を指定
乙号港湾	甲号港湾以外の港湾を指定